附則第四条の六の二第一項中「当該路線バス等が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法附則第十二条の二の四第六項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　法附則第十二条の二の四第六項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同項に規定する路線定期運行の用に供する自動車（第四項第一号において「乗合バス」という。）移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下この条において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準

二　法附則第十二条の二の四第六項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車（第四項第二号において「貸切バス」という。）　公共交通移動等円滑化基準省令第三十八条第一項及び第四十条第二項並びに公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の基準

附則第四条の六の二第三項中「当該路線バス等が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　法附則第十二条の二の四第七項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　乗合バス　公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準

二　貸切バス　公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の基準

附則第四条の六の二第五項中「当該乗用車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同条第七項中「当該自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同条第十三項中「自動車検査証に」の下に「おいて」を加え、「が記載されて」を「について明らかにされて」に改め、同条第十四項中「当該自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同条第十五項を削り、同条第十六項中「附則第十二条の二の四第十二項」を「附則第十二条の二の四第十一項」に、「当該自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「附則第十二条の二の四第十三項」を「附則第十二条の二の四第十二項」に、「当該自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「附則第十二条の二の四第十四項」を「附則第十二条の二の四第十三項」に改め、同項第一号ヘ中「第十五条第八号」を「第十八条第八号」に改め、同項第三号中「附則第十二条の二の四第九項から第十三項までの規定の適用を受けようとする場合」を「附則第十二条の二の四第九項から第十二項までの規定の適用を受けようとする場合」に、「及び第四号、第十項、第十一項、第十二項第三号及び第四号並びに第十三項（バス等を除く。）」を「、第十項、第十一項第三号及び第十二項」に改め、「掲げる自動車」の下に「（バス等を除く。）」を加え、同号イ中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とする。

附則第五条第一項中「当該自動車の」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に、「が併記されて」を「を用いている旨が併せて明らかにされて」に改め、同条第二項中「当該自動車の」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同条第五項中「当該自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改める。

附則第五条の二の見出しを「（法附則第十二条の三第二項第二号の基準等）」に改め、同条第一項から第八項までを削り、同条第九項中「附則第十二条の三第五項第二号」を「附則第十二条の三第二項第二号」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　法附則第十二条の三第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が三・五トン以下の自動車　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準

二　車両総重量が三・五トンを超える自動車　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第九号の基準

附則第五条の二第十項中「附則第十二条の三第五項第二号」を「附則第十二条の三第二項第二号」に改め、同項第一号中「低排出ガス車認定」の下に「実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　法附則第十二条の三第二項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている電力併用自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてプラグインハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

5　法附則第十二条の三第二項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第一号に掲げる乗用自動車　乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車　貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

附則第五条の二第十一項中「附則第十二条の三第五項第四号」を「附則第十二条の三第二項第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「附則第十二条の三第五項第四号」を「附則第十二条の三第二項第四号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（次条において「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成三十二年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。